

清水町地域カフェ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交流の場としての地域カフェを開催することにより、高齢者の孤立化・閉じこもり等を防止し、介護予防及び認知症予防に資するほか、子育て世帯等が世代や環境を超えて交流・情報交換をし、居場所づくり・仲間づくりを活性化させ、助け支え合う地域づくりを推進すること及び町内喫茶店などの既存店舗を活用し、町の活性化につなげることを目的とする。

(事業対象者)

第2条 本事業の対象者は、高齢者、児童、妊婦、障がい者を有する人、認知症の人及びその家族等、すべての町民を対象とする。

(参加店舗の登録及び許可)

第3条 本事業に参加を希望する店舗は、清水町地域カフェ事業参加店舗登録申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、本要綱に定める事業の目的を十分考慮のうえ登録の可否を決定し、清水町地域カフェ事業参加店舗登録許可書(別記様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

清水町長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号

印

清水町地域カフェ事業参加店舗登録申請書

清水町地域カフェ事業実施要綱に基づき、参加店舗登録の申請をします。

参加店舗住所	
参加店舗名称	
代表者名	
電話番号	
備考（E:mailなど）	

別記様式第2号（第3条関係）

清 保 在 号
年 月 日

（申請者）

様

清水町長

印

清水町地域カフェ事業参加店舗登録許可書

清水町地域カフェ事業実施要綱に基づき、参加店舗として登録を許可します。

参加店舗住所	
参加店舗名称	
代表者名	